

近世期以後の宇野浩二家

増田周子

拙稿「宇野浩二家系図について」（関西大学「国文学」平成7年12月20日発行）で、宇野浩二のご遺族、宇野守道氏が所蔵されていた「宇野家系図 一軸」を紹介した。その時、この系図について、宇野浩二自身が、「遠方の思出」（早稲田文学）昭和11年4月1日発行、3巻4号）で言及していることを記した。それ以外に、宇野浩二は、この家系図について、もっと早い時期、それも文壇にデビューする以前に、小品集「清二郎夢見る子」（大正2年4月20日発行、白羊社書店）で、とりあげている。「清二郎夢見る子」は、「著者自からの序」で述べているように、友人と「一つ追憶風のものばかりを材にして、小説とも小品ともつかない様なものを一ダズンばかり書いて見ようぢやないか」と雑談したことがきっかけとなって、描かれた断片集である。宇野浩二は「清二郎夢見る子」を書き終えた時、「小さな私の生の序曲が聞かれた様に私には思へる。」とも書い

ている。宇野浩二が、清二郎を自分になぞらえて、幼少期の淡い思い出を、バステル画を描くようにメルヘンチック風に綴ったのが「清二郎夢見る子」である。この「清二郎夢見る子」には、宇野浩二が幼少年時代、大阪で育った明治末年の宗右衛門町界隈、北新地、堀江などの花柳界や、祖父、祖母、伯父、母などの肉親に関する追憶など、二十三篇の小品が描かれている。そのうちの一篇「与力の心」に、「本国信濃——話の初めをここから書きたく思ふ——それは清二郎の家の系図の初めに書かれてある。幾年月を積みまして、今はもう消えかかつて居る文字である。」と、記されている。

宇野浩二は、明治二十七年、三歳で父を亡くし、遺産は父の亡姉の夫人江寛司に預けられた。だが、入江家はのちに没落し、父の遺産も全てなくなってしまい、大阪市南区宗右衛門町の母方の伯父福岡正朔の家に寄宿した。「清二郎夢見る子」の「与力の心」はその

頃の出来事を描いている。

幼なかつた清二郎が、母方の祖母につれられて、長柄のお墓参りに行った。天滴の与力町を俵で通る時、祖母は俵を止めて、「あれがお前の家の旧屋敷やわいな」と教える。小さい清二郎はいつの間にか涙ぐむ。祖母は与力である祖父さんのことを「そのひとは、着物ものの裏に紅絹くまをつける事をよるこんで」馬と太刀たに親しむことの代りに、「男のくせに三味しみが上手で、歌が上手で歌舞まと甘い接吻に日を送つた」「女子おんなの腐つた様な男、若しくは腰抜け与力とその名が高い」と、小さい清二郎に話すのである。「さうして又、系図や、おや／＼や、さうして長柄の墓は、年と共に清二郎には忘れ勝ちであるけれど、かの荒れ果てた草原を背景にして、又かの謀反の与力の心を、彼は今も尚忘れる事が出来ない、」という。

幼ない宇野浩二は、父の死後、母と別居して祖母に育てられた。

その祖母から、このような祖父や一家の没落したぐち話を聞かされて育つたのであろう。祖母が語る「男のくせに三味が上手で歌が上手で歌舞と甘い接吻に日を送つた」といわれる祖父は、どちらかといえば仕事一途の立身出世をめざす、権力志向型の男性ではなかつたようだ。三味線や歌謡の趣味、道楽に生きた人のようである。宇野浩二は、祖母の語る、そういう祖父に、自分と同じ資質をみいだしていたのかもしれない。宇野浩二は、作家になつたのち、ゴシッ

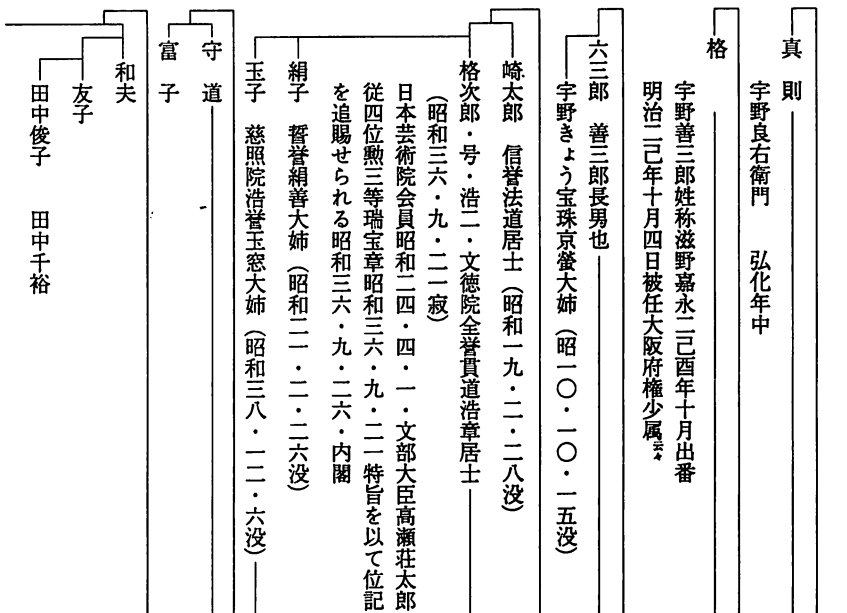
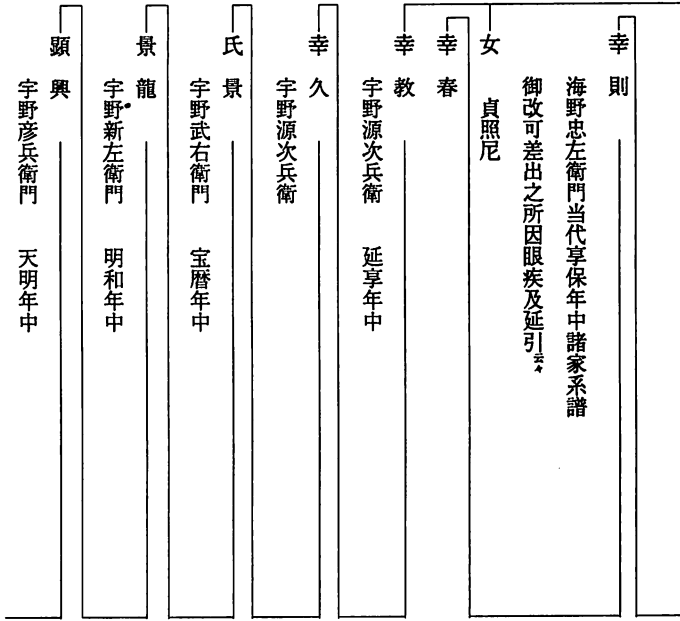
ブ記事「宇野浩二の三味線」(文章倶楽部) 大正13年1月1日発行の伝えるところによると、仕事部屋に三味線を置き、婦人に三味線稽古してもらつていたという。「男のくせに三味しみが上手で、」腰抜け与力とその名なが高かつたと語る祖母の話に、感化されていたのであろうか。祖母の話は、幼少年期の宇野浩二の人間形成に、多大な影響を与えたものと思われる。

そういえば、宇野浩二は、信州の山々をこよなく愛した。そして、諏訪の芸者、原とみに思いを馳せ、「一と踊」(新潮) 大正10年5月1日発行、「山恋ひ」(中央公論) 大正11年8月1日発行、「続山恋ひ」(中央公論) 大正11年9月1日発行) などの作品で、信州の山々を描いた。また、戦争中の昭和二十年、長野県東筑摩郡に疎開し、松本市に移り住んだ。このように、信州に、宇野浩二が執着したのは、「宇野家系図 一軸」の冒頭に、「本国信濃」とあり、宇野家の出自が信濃であつたことと無縁ではなかつたであらうと推察される。

さて、一般に、系図というものは、どこまで信憑性があるものであろうか。下剋上の成り上がり者が、現在の自分の地位を誇示するために、虚構をとりまぜて、創作することもあり得たであらう。そこで、この「宇野家系図 一軸」の記述に、どこまで信をおいてよいかということである。拙稿「宇野浩二家系図について」では、主

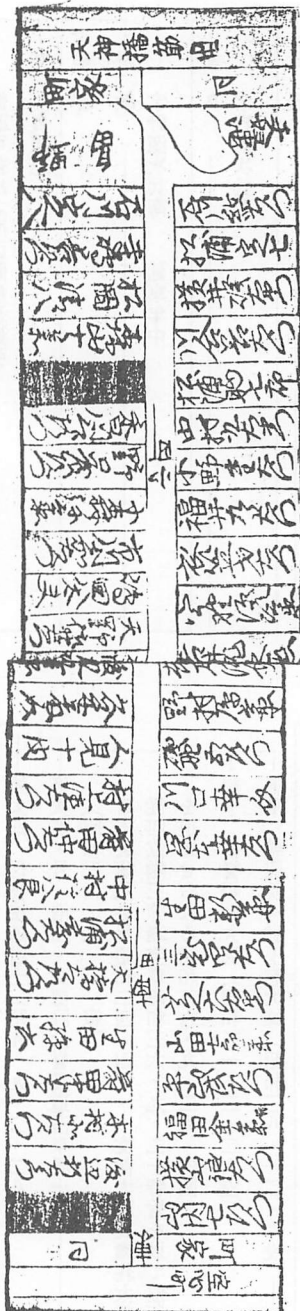
に、古代から中世期について報告した。そこで、今回は、近世期以後について調べてみたいと思う。

ここで、近世期以後における「宇野家系図 一軸」を、次に掲げておく。



近世大坂に関する古文書は、大阪府立中之島図書館の郷土資料室に所蔵されている。享保十五年（一七三〇年）から慶応三年（一八六七年）までの大阪役人関係古文書である。「大坂武鑑」（五冊）、「大坂袖鑑」（十冊）、一枚摺「御役録」（二十七枚、コピー分四十四部）、「大阪府職員録」などである。「宇野家系図 一軸」に、記録

されている人々は、それらの古文書にどのように出てくるのであるうか。大阪府立中之島図書館の郷土資料室に所蔵されている、最も古い「大坂袖鑑全」（書林上本町三丁目、毛馬八郎左衛門、享保十五年戌ノ歳）の「右西御組与力同心町同御屋敷付」（33頁）に宇野源次兵衛宅が次のようにある。



天神橋筋西から東へ、夫婦池から十軒目に、宇野源次兵衛の名前がでている。さきにあげた「宇野家系図 一軸」には、宇野源次兵衛なる人物は二人見られる。すなわち、幸教（宇野源次兵衛 延享年中）と幸久（宇野源次兵衛）である。享保十五年の「大坂袖鑑全」に出てくる宇野源次兵衛は、幸教か、幸久か、そのどちらであろうか。

系図によれば、幸教（宇野源次兵衛）は、幸成（海野又左衛門

常応居士）の弟で、海野家は幸成のあと、その子の行辰（海野又兵衛）、そして、孫の幸則（海野忠左衛門）が継いだ。しかし、系図に、幸則のところに「海野忠左衛門当代享保年中諸家系譜御改可差出之所因眼疾及延引」と記録されているように、享保年中に、幸則が眼を患ったので、分家である幸成（海野又左衛門）の弟、幸教（宇野源次兵衛 延享年中）が継いだのであろう。系図では、宇野源次兵衛という同名に惑わされ、幸教と幸久の区別がつかなく、幸

教を延享年中と誤記したのではないだろうか。系図の幸教(宇野源次兵衛)の「延享年中」の記載は、その子の幸久(宇野源次兵衛)のところに書くべきところを誤ったのであろう。信濃時代からの、「海野」姓を、幸教(宇野源次兵衛)は、「宇野」に改姓したのである。幸教(宇野源次兵衛)は「延享年中」より前に実在したのである。なぜなら、享保十五戊の歳の「大坂袖鑑全」に「宇野源次兵衛」が出てくるからである。「大坂袖鑑全」に「海野源次兵衛」でなく、「宇野源次兵衛」とあることは、この享保十五年には、「海野」でなく、「宇野」の姓を名乗っていたことはたしかのようだ。

次に、「大坂武鑑」(大阪錦城大手錦町南屋勘四郎、同上本町二丁目三木屋吉左衛門、延享二年)の、「右西御組与力同心町同御屋敷付」(17頁)に、先の延享十五戊ノ歳版と全く同じ居住地に、宇野武右衛門の名前がある。宇野武右衛門は、「大坂武鑑」(天満九丁目浪花書舗神崎屋清兵衛、明和頭改正)にも、その名前がみられる。

「宇野家系図 一軸」によると、宇野武右衛門は、通称氏景といい、宝暦年中(一七五一一七六四年)に活躍した。延享二年は一七四四年、明和元年は一七六四年なので、当然、宝暦年中には、家系図の記載通り実在していたのである。

また、「大坂武鑑」(書林大坂天満天神鳥井内神崎屋清兵衛、安永四年乙未幼巻)、「大坂武鑑」(書林大坂天満天神鳥井内神崎屋清兵

衛、天明元年丑秋改)に、前述と同じ居住地に、宇野新左衛門の名前がある。「宇野家系図 一軸」では、宇野新左衛門は、通称景龍といい、「明和年中」と記されている。明和は、一七六四年から一七七二年である。安永四年は、一七七五年であり、天明元年は一七八一年なので、「大坂武鑑」に出て来る宇野新左衛門と系図の新左衛門は、時代的に符合する。

宇野彦兵衛門は、通称顕興といい、系図には、「天明年中」と記載されている。さきの天明元年版の「大坂武鑑」には、宇野新左衛門の名前が記されていることは、前述した。彦兵衛門が、家督を相続するのは、天明元年以後であろう。大坂府立中之島図書館に所蔵されている、一枚摺「御役録」(天満九丁目神崎屋清兵衛、天明七年)の、与力同心屋敷地図の、夫婦池西から東へ十軒目に、宇野彦兵衛門の名前が確認される。この一枚摺には、宇野家の家紋、「丸に四方木瓜」が出ています。宇野浩二は、「文壇紋章調べ」(文芸通信)昭和9年4月1日発行)で、「家の紋章は「丸に横木瓜」です」と言っていたが、「四方」と「横」を勘違いしたのであろう。

「宇野家系図 一軸」では、この宇野彦兵衛門、通称顕興の直ぐあとに、宇野良右衛門、通称真則となっている。宇野彦兵衛門は、「天明年中」とあり、宇野良右衛門は「弘化年中」とある。天明は、一七八一年から一七八九年であり、弘化は、一八四四年から一八四

七年である。すなわち、系図では、寛政、享和、文化、文政、天保時代の、一七八九年から一八四三年までの部分が大きく欠落しているのである。この期間を、「大坂武鑑」、「御役録」、「大坂袖鑑全」から補ってみる。

景龍の新左衛門の名前を襲名した、宇野新左衛門の名前が、寛政十年から、文政三年までの古文書の与力同心屋敷図に出てくる。それは、次の①から⑩の古文書である。

①「大坂武鑑」(書林大坂天満天神裏門西砂原書鋪神崎屋清兵衛、寛政十年改)

②一枚摺「御役録」(書林大坂天満天神裏門西砂原書鋪神崎屋清兵衛、寛政十年)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所、「牢屋敷取締役預詰合役」に、宇野新左衛門の名がある。

③「大坂袖鑑全」(書林大坂心齋橋通唐物町南へ入河内屋太助、享和二戊八朔改)

④「大坂袖鑑全」(書林大坂心齋橋通唐物町南へ入河内屋太助、享和三亥年頭改)

⑤一枚摺「御役録」(天満天神裏門筋西砂原書鋪神崎屋清兵衛板、享和四年)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の、「塩噌」役に、宇野新

左衛門とある。

⑥「大坂袖鑑全」(書林大坂心齋橋通唐物町南入河内屋太助、文化三寅八朔)

⑦一枚摺「御役録」(書林大坂心齋橋通唐物町南入河内屋太助、文化四年)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所には、「組頭」「筆頭」

「諸御用調役」「神社役」「川役」「地方役」「吟味役」「遠国極印」

「勘定役」「御会役・鉄砲・糸割符」「御普請」「御石」「小買物」

「御蔵」「塩噌」「書役」「牢屋敷取締役」「同預詰合役」「町相付」

「唐物取締定役」「火事役」「盜賊改」「定町廻」の役があり、さき

に「塩噌」役であったのが、ここでは「御普請」役の箇所に、新

左衛門の名前がある。

⑧「大坂袖鑑全」(書林大坂谷町三丁目丹波屋栄蔵、心齋橋小久宝寺町加賀屋弥助、文化十一年頭改)

⑨一枚摺「御役録」(書林大坂天満十町目かうりんすじ西へ入鳴尾町神崎屋利右衛門、文化十三年戌年頭改)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所に、「勘定役」宇野新左衛門とある。

⑩一枚摺「御役録」(書林大坂天満鳴尾町堀川御堂東へ入神崎屋利右衛門、文政元年寅年頭改)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所に、「地方役」宇野新左衛門とある。

この新左衛門については、通称は判明しない。同心として有能であったらしく、寛政七年（二七九年）に「牟屋敷取締役預詰会役」から、文政元年（一八一八年）には、「地方役」までに出世している。宇野新左衛門以外にも、「宇野家系図 一軸」に出てこない人物がいる。それは、宇野住右衛門である。宇野住右衛門については、次の①から⑦までの古文書にある。

①一枚摺「御役録」（書林大坂天満鳴尾町堀川御堂東へ入神崎屋金四郎板、文政六未年頭改正）の与力同心屋敷図に、「宇野住右衛門 同幾太郎」とある。

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「地方役」に、宇野住右衛門とある。

②一枚摺「御役録」（書林大坂天満鳴尾町堀川御堂東入神崎屋金四郎、文政七申年頭改正）

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「地方役」に、兵庫／西宮／上ヶ／知方 と角書され、宇野住右衛門の名前が記されている。

③一枚摺「御役録」（書林大坂天満鳴尾町堀川御堂東へ入神崎屋金四郎板、文政十亥年頭改正）の与力同心屋敷図に、「宇野住右衛

門 同幾太郎」とある。

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「牟屋敷取締役」に、宇野住右衛門とある。

④一枚摺「御役録」（表面のみのコピー保存のため、版元未詳、文政十三年（天保元年））

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「組頭筆頭」に、宇野住右衛門とある。

⑤一枚摺「御役録」（書林大坂天満鳴尾町堀川御堂東へ入神崎屋金四郎板、天保二卯八朔改正）の与力同心屋敷図に、「宇野住右衛門 同勇之丞」とある。

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「組頭筆頭」「諸御用調役」それぞれに、宇野住右衛門とある。

⑥一枚摺「御役録」（書林大坂天満鳴尾町神崎屋金四郎板、天保己年頭改正）の与力同心屋敷図に、「宇野住右衛門 同勇之丞」とある。

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「筆頭」に、宇野住右衛門とある。

⑦「大坂袖鑑全」（書林正本屋利兵衛 天保六未歳改正）20頁の「西御組与力衆名附録同御組同心衆 五十人」、女夫池より東へわたる順の十番目に「宇野住右衛門 同新三郎」とある。

⑧一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、天保六年八朔)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所「組頭筆頭」「諸御用調役」に、それぞれ、宇野住右衛門とある。

⑨一枚摺「御役録」(書林天満鳴尾町神崎屋金四郎蔵板、天保七年頭改正)の与力同心屋敷図に、「宇野住右工門 同新三郎」とある。

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「筆頭」「諸御用調役」に、それぞれ、宇野住右工門とある。

⑩一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、天保七年八朔)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「組頭筆頭」「諸御用調役」に、それぞれ、宇野住右工衛門とある。

⑪「大坂袖鑑全」(書林大坂本町天神橋通正本屋利兵衛、天保八西蔵改正)の「西御組与力衆名附録同御組同心衆 五十人」に、居住地、女夫池より東へわたる順の十番目に、「宇野住右工門 同」とある。

⑫一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、天保八年頭)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「組頭筆頭」「諸御用調

役」に、それぞれ、宇野住右工門とある。

⑬一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、天保九年頭)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「組頭筆頭」「諸御用調役」に、それぞれ、宇野住右工門とある。

⑭一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、天保九年八朔)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「組頭筆頭」「諸御用調役」に、それぞれ、宇野住右工門とある。

⑮「大坂袖鑑全」(書林大坂本町天神橋通正本屋利兵衛 天保十西蔵改正)二十頁の「西御組与力衆名附録同御組同心衆 五十人」に「宇野住右工門 同勝之丞」とある。

⑯一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、天保十年年頭)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「組頭筆頭」「諸御用調役」に、それぞれ、宇野住右工門とある。

⑰一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、天保十二年頭)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「組頭筆頭」「諸御用調役」に、それぞれ、宇野住右工門とある。

⑮一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、天保十二年八朔)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所「組頭筆頭」「諸御用調役」に、それぞれ、宇野住右工門とある。

⑯一枚摺「御役録」(書林天満鳴尾町神崎屋金四郎蔵板、天保十二年歳頭改正)の与力同心屋敷図に「宇野住右工門 同勝之丞」とある。

*表面の「西御組同心御役附」の箇所「組頭筆頭」「諸御用調役」に、それぞれ、宇野住右工門とある。

⑰一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、天保十三年年頭)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所「組頭筆頭」「諸御用調役」に、それぞれ、宇野住右工門とある。

⑱一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、天保十四年八朔)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所「組頭筆頭」「諸御用調役」のそれぞれに、宇野住右工門とある。

このように、宇野住右工門についての名前は、文政六年(一八二三年)から天保十四年(一八四三年)にかけて、おびただしく頻出する。この二十年間にわたって、この古文書に記録されている①か

ら②までの宇野住右工門は同一人なのであろうか。それとも子が親の名前住右工門を世襲したのであろうか。①③には幾太郎の名前が、⑤には勇之丞の名前が、⑦⑨には新三郎の名前が、⑮⑰には勝之丞の名前が見られる。それらの名前の関係が判明しないので、なんとも断定しがたいが、住右工門は複数いたのではないだろうか。

次に「宇野家系図 一軸」に出てくる宇野良右衛門、通称真則についてである。系図では「弘化年中」と記されているが、次のように、宇野良右衛門は、弘化よりも前に、家督を相続したのであろう、すなわち天保十四年の古文書に、その名前が見える。

①一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、天保十四年八朔)

*表面の「筆頭」「諸御用調役」に、それぞれ、宇野良右衛門とある。

②一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、天保十五年年頭)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所「組頭筆頭」と「諸御用調役」に、それぞれ、宇野良右衛門とある。

③一枚摺「御役録」(書林天満鳴尾町神崎屋金四郎蔵板、弘化三年年頭改正)の与力同心屋敷図に「宇野良右衛門 同八太郎」とある。

*表面の「西御組同心御役附」の箇所「組頭筆頭」と「諸御用調役」に、それぞれ、「宇野良右衛門 同八太郎」とある。

次に宇野善三郎についてである。宇野善三郎は通称格といい、さきの「与力の心」に描かれた宇野浩二の祖父である。この宇野善三郎については、次の①から⑩の古文書に名前が記録されている。

①一枚摺「御役録」(書林天満鳴尾町神崎屋金四郎藏板、嘉永六丑歳年頭改正)の与力同心屋敷図に、宇野善三郎とある。

②一枚摺「御役録」(書林天満鳴尾町神崎屋金四郎、嘉永七寅八朔改)の与力同心屋敷図に、宇野善三郎とある。

*表面の「西御組同心御役附」の箇所「定町廻」役に、宇野善三郎とある。

③一枚摺「御役録」(書林天満鳴尾町神崎屋金四郎、安政三辰年頭改)の与力同心屋敷図に、宇野善三郎とある。

④一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、安政五年年頭)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「欠所」と「盗賊捕方」役に、それぞれ、宇野善三郎とある。また、「東西御同心御役」の「地方役」に宇野善三郎とある。

⑤一枚摺「御役録」(書林天満鳴尾町神崎屋金四郎板、安政七申歳頭改)の与力同心屋敷図に、宇野善三郎とある。

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「物書役」と「盗賊捕方」役に、それぞれ、宇野善三郎とある。

⑥一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、万延元年)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「物書役」と「地方役」と「捕方」役に、宇野善三郎とある。

⑦一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、万延元年八朔)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「物書役」に、宇野善三郎とある。また、「東西御与力御役」の「地方役」に宇野善三郎とある。

⑧一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、万延一年)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「盗賊捕方」と「物書役」に、それぞれ宇野善三郎とある。

⑨一枚摺「御役録」(書林天満鳴尾町神崎屋 文久三亥八朔改)の与力同心屋敷図に、宇野善三郎とある。

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「盗賊捕方」に、宇野善三郎とある。また「東西御同心御役」の「地方役」に宇野善三郎とある。

⑩一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、文久三年八朔改)の与力同心屋敷図に、宇野善三郎とある。

*表面の「西御組同心御役附」の箇所「御普請」、「盗賊捕方」に宇野善三郎とある。また「東西御与力御仮役」の「地方役」に宇野善三郎とある。

⑪一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、元治元年八朔)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「盗賊捕方」に宇野善三郎とある。

⑫一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、元治二年年頭)

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「御普請」に宇野善三郎とある。

⑬一枚摺「御役録」(書林天満鳴尾町神崎屋金四郎板、元治二年丑歳頭改)の与力同心屋敷図に、宇野善三郎とある。

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「盗賊方定詰掛」に、宇野善三郎とある。

⑭一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、慶応元年八朔)の与力同心屋敷図に、宇野善三郎とある。

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「割符」に宇野善三郎と

ある。また「東西御同心御仮役」の「地方役」に宇野善三郎とある。

⑮一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、慶応二年八朔)の与力同心屋敷図に、宇野善三郎とある。

*表面の「西御組同心御役附」の箇所の「盗賊捕方」に宇野善三郎とある。また「東西御同心御仮役」の「地方役」に宇野善三郎とある。

⑯一枚摺「御役録」(表面のみのコピー保存のため、版元未詳、慶応三年年頭)の与力同心屋敷図に、宇野善三郎とある。

*表面の「東西御同心御仮役」の「地方役」に宇野善三郎とある。宇野善三郎については、これらの古文書以外にも、「大阪府職員録」に、明治期の記録が、次のようにある。

①「大阪府職員録」(御用御書物所北久太郎町四丁目河内屋正助、

製本所本町心齋橋東へ入河内屋真七、明治初年六月改)の八頁の「大鑑察」に「取締掛」「義貧院掛」として、「少属藤原 宇野格」とある。

②「大阪府職員録」(御用御書物所北久太郎町四丁目河内屋正助、

製本所本町心齋橋東へ入河内屋真七、明治二年)の六頁に、「札獄方兼書記 宇野善三郎」とある。

③「大阪府職員録」(御用御書物所北久太郎町四丁目河内屋正助、

製本所本町心齋橋東へ入河内屋真七、明治三年）の三頁に、「捕

亡長 宇野権少属」とある。この「宇野権少属」は宇野善三郎であらう。なぜなら、「宇野家系図 一軸」に、宇野善三郎は「明治

三二己十月四日被任大阪府権少属^{三三}」とあるからである。

以上で大阪府立中之島図書館の郷土資料室に所蔵されている古文書類における近世期の宇野家の記録の調査は終る。これらによると、宇野家に遺されていた「宇野家系図 一軸」は、寛政から天保にかけて、すなわち一七八九年から一八四三年の期間、それは宇野彦兵衛門から宇野良右衛門の間のところに、欠落があるが、しかし、信憑性の高いものであると判断せざるを得ない。「大坂武鑑」「大坂袖鑑」「御役録」は、主に土族の居住地図であるために、宇野家の祿高や、その人物の生没年月日などが一切判明しないのは残念である。宇野家は、宇野幸広の享保十五年（一七三〇年）から、祖父の宇野格の明治の代まで、現在の大阪市与力町に屋敷を構えていたのである。

水上勉が「宇野浩二伝上」（昭和46年10月11日発行、中央公論社）で、「宇野格は、江戸末期に、大坂天満与力町で与力をしていた」といい、渋川曉も「宇野浩二論」（昭和49年8月20日発行、中央公論社）の「年譜」で、「この格は、通称善三郎といい、天満の与力」と書いている。しかし、宇野家は宇野幸広から格に至るまで、代々

「与力」でなく、「同心」であった。

（ますだ ちかこ 関西大学大学院生）